

平成 31 年 天草市農業委員会第 3 回総会議事録

平成 31 年 3 月 26 日天草市役所別館 B 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13 名）

1 番	鶴 田 雄 士 君	2 番	稲 田 秀 敏 君
3 番	山 本 隆 久 君	4 番	中 村 三 千 人 君
5 番	宮 崎 義 一 君	6 番	黒 川 紀 世 子 君
7 番	松 下 二 六 一 君	8 番	井 島 安 一 君
9 番	本 田 実 君	10 番	小 堀 田 幸 一 君
11 番	嶋 田 浩 二 君	12 番	富 崎 ます み 君
13 番	中 川 徹 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0 名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	藤 本 寿	局長補佐	大 中 靖
係 長	荒 木 賢 司	参 事	松 本 馨
参 事	佐 々 木 暁 史	主 査	中 山 喜 光

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 16 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 5 議第 17 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 6 議第 18 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定について
- 日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後1時55分

○事務局（藤本寿君） ただいまから平成31年天草市農業委員会第3回総会を開催いたします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆様こんにちは。今年度もあとわずかなりましたけれども、本日が最後の総会になります。この3年間は農地法の改正がありましたが、もう少し農業委員と最適化推進委員の連携が取れてきたならばよかったなと思いますけれど、次の委員さんにお任せしたいと思います。農業が活性化できるように会長を6年間勤めましたけど、何もできなかったことを反省しております。農業委員として残られる方は、これからの農業の発展のために頑張ってくださいと思います。本日のご審議よろしくお願い致します。

○事務局（藤本寿君） 本日は、全委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

---

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、6番黒川委員、7番松下委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第14号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。有明町の譲受人は熊本市の譲渡人より、有明町の田1,960㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した上津浦出張所から南西へ約0.5km、青色で着色した県道河内上津浦港線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 2番について説明します。有明町の譲受人は岡山県倉敷市の譲渡人より、有明町の畑 271 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した大浦出張所から北東へ約 0.8km、青色で着色した県道大浦港線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 3番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の畑 239 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠甫出張所から西へ約 1.2km、青色で着色した松島有料道路の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 4番について説明します。倉岳町の譲受人は長崎県雲仙市の譲渡人より、倉岳町の田 139 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧

ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浦出張所から南西へ約 1.5km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはハウスによる野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 5 番について説明します。新和町の譲受人は熊本市の譲渡人より、新和町の田 2,542 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所新和支所から東へ約 0.6km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 2 ページをお開きください。6 番について説明します。五和町の譲受人は熊本市の譲渡人より、五和町の畑 407 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した鬼池港フェリーターミナルから南東へ約 0.6km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 2 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。

申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 7番について説明します。天草町の譲受人は天草町の譲渡人より、天草町の田5,419㎡と畑3,490.95㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したとどろき万太郎から東へ約1.1km付近、青色で着色した県道本渡下田線の北側及び南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は中央新町の個人で、中村町の畑339㎡を贈与により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から東へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地

利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、4台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。  
次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 2番について説明します。転用者は五和町の法人で、丸尾町の田396㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校から東へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、モデルルーム建築のため、住宅1棟、5台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。  
次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3番について説明します。転用者は川原新町の個人で、川原新町の畑189㎡を売買により取得して通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から南へ約0.6km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、通路が狭く不便なため、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不

許可要件には該当しておりません。既に通路として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 4番について説明します。転用者は浜崎町の個人で、有明町の畑368㎡を売買により取得して農業用倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した須子出張所から北東へ約0.6km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農業用倉庫、3台分の駐車場、残地を作業場等として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の5ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑137㎡を売買により取得して農業用倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した大浦出張所から北東へ約0.8km、青色で着色した県道大浦港線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農業用倉庫、1台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に農業用倉

庫として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 6番について説明します。転用者は牛深町の個人で、牛深町の畑135㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深中学校から北西へ約0.5km、青色で着色した県道牛深天草線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、2台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の4ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 7番について説明します。転用者は本渡町の個人で、河浦町の田1,621㎡に賃借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦支所新合出張所から南西へ約0.5km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネルを272枚設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。



○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 8番について説明します。転用者は本渡町の個人で、河浦町の田746㎡に賃借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦中学校から北東へ約0.7km、青色で着色した県道牛深天草線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネルを176枚設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第16号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） 議第16号について説明します。資料②の6ページからご説明いたします。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が18件、再設定の計画が12件、転貸が6件、合計で30件、筆数58筆、総面積106,131㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の5ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました貸借権設定22件につきまして質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長(鶴田雄士君) 日程第5、議第17号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 資料②の22ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、五和町が2件、天草町が1件。筆数は全体で7筆、面積は17,262㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の6ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。

それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。五和支所から南西へ約0.6kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が2番の地図です。鬼池港フェリーターミナルから南東へ約0.6kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が3番から7番の地図です。とどろき万太郎から約1.1kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご意見がなければ、議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

---

○議長(鶴田雄士君) 日程第6、議第18号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大中靖君) お手元の資料④をご覧ください。議第18号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積(下限面積)の設定についてでございます。農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、天草市農業委員会が定める下限面積については引き続き40アールとするということでご提案させていただくものでございます。理由と致しましては、2015農林業センサスにおいて、管内の農家で40アール未満の農地を耕作している農家戸数が全体の約58パーセントであること等、同法施行規則第17条第1項各号に定められた基準を満たしている。また、下限面積は50アール未満、10アール以上の範囲においてアールを

単位として定めることができるが、天草市において40アールと定めるのは、ほかに次のような理由による、ということで2点書いております。

まず1点目でございますけれども、農地法施行令第2条第3号の規定に基づく、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外規定（経営が集約的に行われる場合、隣接地の取得等）並びに天草市が定める「農業経営基盤強化促進法による基本的な構想」に基づく農業経営基盤強化促進法による権利設定により小規模の農地利用が可能であること。

2点目でございますけれども、本年2月15日開催の天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議において、平成31年度の管内各市町の別段面積について、昨年度同様、天草地域で格差が生じないように、また、これ以上面積を引き下げると、転用の隠れ蓑にされてしまうことも懸念されるなどの理由により、引き続き天草管内は、ひとしく40アールに設定する方針で、各総会に議案上程することを確認しています。以上のことから、引き続き下限面積は40アールとするということで上程をさせていただいております。

資料といたしまして、2ページに別段面積の設定についてということで農地法第3条第2項、それから施行規則として、どういう場合であれば認められるかということでありますが、これにつきましては単位をアールとして10アール以上であること。次に農業委員会で定めようとする別段面積は、設定区域内において定めようとする面積未満の農地を耕作の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであるもの、というような主な規則がございまして、これに適合するかどうかということでございます。

3ページをご覧くださいますと、経営耕地面積規模別農家数がございまして、まず40アール未満であるとどうなるかということでございまして、総数を書いていますけれども、自給的農家の2,322世帯に販売農家の各段階の世帯数を足しますと2,740戸。全体で57.92%となり100分の40をクリアしております。また30アールにおきましてもまだ49.66%ということで100分の40をクリアしておりますが、やはりこれにおきましては40アールにしておくのが適当であろうという管内の代表者の意見もございまして、引き続き40アールで上程させていただくものでございます。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま、事務局から説明がありました。皆さんからご意見やご質問はありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり別段面積の設定を行います。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の23ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係許可不要転用届はありませんでした。第5条関係許可不要転用届はありませんでした。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成31年天草市農業委員会第3回総会を閉会致します。

午後2時45分

閉会

---

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 松下二六一

署名委員 黒川紀世子